

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成30年 6月20日

秋田県知事 佐竹敬久 殿

提出者
住 所 秋田県大館市二井田字羽貫谷地8番地7
氏 名 ニプロ株式会社大館工場
常務取締役工場長 小林 京悦
電話番号 0186-49-5111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ニプロ株式会社大館工場
事業場の所在地	秋田県大館市二井田字羽貫谷地8番地7
計画期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療用機械器具製造業 (3231)
② 事業の規模	447億2千6百万円 (平成29年度売上高)
③ 従業員数	1,595名 (男子1,181名、女子414名)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 → 焼却 廃油 (部品組立用溶剤、製品洗浄用溶剤、試薬等) → 焼却

(日本工業規格



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- (1) 管理担当部署 総務部総務課
- (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者 総務部長 山形善人
- (3) 各部署の管理責任者 各部長
- (4) 教育・研修 発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項等について、従業員に適宜、教育・研修の実施及び文書通知等による啓蒙を図る。
- (5) 情報公開 廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	排 出 量	36 t	123.4 t
	(これまでに実施した取組) 生産工程歩留まりの向上を図り、発生を抑制する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	排 出 量	34 t	117.2 t
	(今後実施する予定の取組) 環境に係る社会活動への積極的な参加等、工場における環境管理レベルの向上を図る。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 全分類→生産工程における分別の徹底により、再生利用量の増大を図る。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 全種類→環境に係る社会活動への積極的な参加等、工場における環境管理レベルの向上を図る。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	全処理委託量	36 t	123.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	(これまでに実施した取組) 歩留まり向上による発生抑制や、分別の徹底による再生利用の増大により、処理量の減量を図る。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油
	全処理委託量	34 t	117.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—
	再生利用業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	<p>(今後実施する予定の取組) 環境に係る社会活動への積極的な参加等、工場における環境管理レベルの向上を図る。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(平成29年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	159.4 t	
	<p>(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト化への移行を計画。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。